

議案第108号

指定管理者の指定について

小田原市民ホールの指定管理者の選定について

1 施設の概要

- (1) 施設名 小田原市民ホール
- (2) 所在地 小田原市本町一丁目7番50号
- (3) 開設年月日 令和3年9月5日
- (4) 設置目的 芸術文化創造の拠点として市民の芸術文化活動を推進するとともに、交流活動の機会を提供し、これらによるまちのにぎわいの創出を図ることにより、芸術文化の振興並びにまちなかの回遊性の向上及びまちの活性化に寄与するため

2 指定管理者が行う業務

- (1) 小田原市民ホール条例（令和2年小田原市条例第1号）第3条に規定する事業の実施に関すること。

参考 (1) 市民ホールの施設及び設備を住民の利用に供すること。
(2) 芸術文化の振興に関する事業の企画及び実施に関すること。
(3) 観光、国際交流、福祉、教育、産業等との連携によるまちのにぎわいを創出する取組に関すること。
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

- (2) 利用の許可及び取消し、その他施設の利用に関すること。
- (3) 利用料金の徴収、減免及び還付に関すること。
- (4) 施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (5) 施設の設置目的を達する範囲かつ指定業務の実施を妨げない範囲における、指定管理者による自主的な事業に関すること。
- (6) その他施設の管理運営に必要な業務

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 選定までの経過

第1回指定候補者選定委員会開催 (募集方法及び内容の確認)	令和6年3月21日
募集要項配布	令和6年6月4日～9月13日
質問受付期間	令和6年6月10日～6月17日
説明会及び現地見学会	令和6年6月12日
申請受付期間	令和6年7月2日～9月13日
第2回指定候補者選定委員会開催 (申請団体のプレゼンテーション、質疑 応答、採点、選定)	令和6年10月17日

5 申請状況

団体名	所在地	主な事業内容
小田原三の丸ホール 芸術文化創造パート ナーズ	横浜市青葉区荏田 西二丁目1番3号	株式会社タウンニュース社：地域情報誌 の発行 一般財団法人小田原市事業協会：売店、 駐車場、体育施設、文化施設、公園等の 管理運営（主に小田原市からの受託業 務） 株式会社オービーエム管財：清掃、環境 衛生管理 FM小田原株式会社：放送法による一般 放送に関する事業、イベント企画
小田原未来創造ネッ トワーク	東京都港区芝三丁 目23番1号	株式会社JTBコミュニケーションデザ イン：施設運営 株式会社神奈川共立：舞台管理 万葉倶楽部株式会社：公衆浴場の経営、 温泉供給業務、その他業務 株式会社エス・ビー・エム：維持管理、 清掃

6 審査・協議の概要

小田原市民ホール指定候補者選定委員会により、申請団体の審査及び協議を行った。

(1) 小田原市民ホール指定候補者選定委員会の構成

区 分	氏 名	役 職 等
委 員 長	湯 川 恵 子	神奈川大学教授（経営学部国際経営学科）
委 員	梶 奈生子	東京文化会館事業企画課長
委 員	関 佳 史	株式会社 t v k コミュニケーションズ顧問
委 員	志 村 恵美子	税理士
委 員	山 本 博 文	小田原箱根商工会議所専務理事
委 員	中 根 希 子	ピアニスト
委 員	澤 田 知可子	アーティスト
委 員	大 木 勝 雄	小田原市文化部長
委 員	和 田 芳 廣	小田原市経済部副部長
委 員	早 川 潔	小田原市企画部長
委 員	佐 藤 正 和	小田原市都市部長

(2) 審査・協議結果

事業計画書等の申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、各委員が審査基準に従って各申請団体を採点した。

小田原三の丸ホール芸術文化創造パートナーズ

審査項目	配点	得点
1 申請者の管理運営能力及び妥当性（配点：225点）		
指定管理業務実施にあたっての基本方針	45	36
応募理由	45	37
業務の推進体制	90	74
安定した管理運営を行うための基盤	45	29
2 「文化・芸術の拠点」としての役割を果たすための事業計画（配点：225点）		
施設運営	90	70
施設管理	45	35

市民の文化・芸術活動を推進する事業企画	90	66
3 「まちのにぎわい創出の拠点」としての役割を果たすための事業計画（配点：180点）		
まちのにぎわいを創出する事業企画	90	66
回遊の促進	90	64
4 小田原三の丸ホールの魅力をさらに高める事業計画（配点：90点）		
利用促進計画	45	37
申請者の管理運営に対するアイデアやノウハウの一層の活用	45	31
5 申請者が提案する事業計画が実現可能な収支計画（配点：90点）		
実現可能な収支計画	45	30
経費削減の取組	45	30
6 小田原三の丸ホールの管理運営を通じて行う社会貢献・地域貢献（配点：90点）		
社会貢献への取組	45	34
地域貢献への取組	45	34
(合計)	900	673

小田原未来創造ネットワーク

審査項目	配点	得点
1 申請者の管理運営能力及び妥当性（配点：225点）		
指定管理業務実施にあたっての基本方針	45	36
応募理由	45	35
業務の推進体制	90	44
安定した管理運営を行うための基盤	45	36
2 「文化・芸術の拠点」としての役割を果たすための事業計画（配点：225点）		
施設運営	90	60
施設管理	45	33

市民の文化・芸術活動を推進する事業企画	90	64
3 「まちのにぎわい創出の拠点」としての役割を果たすための事業計画（配点：180点）		
まちのにぎわいを創出する事業企画	90	64
回遊の促進	90	70
4 小田原三の丸ホールの魅力をさらに高める事業計画（配点：90点）		
利用促進計画	45	31
申請者の管理運営に対するアイデアやノウハウの一層の活用	45	32
5 申請者が提案する事業計画が実現可能な収支計画（配点：90点）		
実現可能な収支計画	45	29
経費削減の取組	45	30
6 小田原三の丸ホールの管理運営を通じて行う社会貢献・地域貢献（配点：90点）		
社会貢献への取組	45	34
地域貢献への取組	45	33
（合計）	900	631

この結果、小田原市民ホール指定候補者選定委員会としては、小田原三の丸ホール芸術文化創造パートナーズが指定候補者として適切であるとの結論に至った。

なお、次の内容を、要望事項として付した。

ア 芸術文化活動を行う市民のパートナーであることを十分に認識し、事業の運営に努めること。

イ 多くの市民が文化・芸術に関心を持つきっかけとなるよう事業の内容や周知方法を工夫するとともに、市民による活動に新しいつながりを生み出すような事業展開に努めること。

ウ 事業者の特性を生かした事業を実施しつつ、来館者の周辺地域への回遊促進に努めること。

エ 共同事業体を構成する各事業者の財務状況には十分に留意するとともに、文化ホールは収益性の高い施設ではないことを踏まえ、健全かつ持続的な経営を

心がけること。

7 指定候補者

小田原市民ホール指定候補者選定委員会における審査・協議を踏まえ、次の団体を指定候補者として選定した。

- (1) 団 体 名 小田原三の丸ホール芸術文化創造パートナーズ
- (2) 代 表 者 名 株式会社タウンニュース社 代表取締役 宇山 知成
- (3) 所 在 地 横浜市青葉区荏田西二丁目1番3号